第一号議案

事前資料６

東京都市計画生産緑地地区の変更（大田区決定）について

【説明資料】

1　趣旨及び経緯	平成４年に都市計画決定された生産緑地地区（３件）の主たる従事者が死亡されたことにより、生産緑地法第 10 条に基づく買い取り申出がなされ、申出から三ヶ月以内に所有権の移転が行われなかったため、当該地区は、同法 14 条に基づく行為（建築物等の建築など）制限の解除に至っている。 本案件は、当該地区が生産緑地としての機能を維持することが困難となることから、都市計画の変更（削除）を行おうとするものである。 なお、本案件は都市計画法第 21 条第２項において準用する同法第 19 条第３項の協議について、東京都より意見なしの回答を得ている。	平成 29 年 10 月 16 日付け 29 都市政緑第 303 号
2　都市計画の内容	①生産緑地地区【番号４】 位　置：大田区中馬込三丁目地内 面　積：約 1,310 ㎡ ②生産緑地地区【番号５】 位　置：大田区中馬込三丁目地内 面　積：約 1,500 ㎡ ③生産緑地地区【番号８】 位　置：大田区西馬込一丁目地内 面　積：約 1,030 ㎡ 面積の変更　16 件　→　13 件 約 2.32ha　→　約 1.94ha	用途地域について ①、② 第一種中高層住居専用地域 容積率　200％ 建ぺい率　60％ 準防火地域 第二種高度地区 ③ 第一種中高層住居専用地域 容積率　150％ 建ぺい率　60％ 準防火地域 第一種高度地区
3　公告・縦覧	縦覧期間　：平成 29 年 11 月６日～ 平成 29 年 11 月 20 日 縦覧場所　：まちづくり推進部都市計画課 縦覧者　：０名 意見書　：０件 周知方法　：大田区報、区ホームページにより広報	